資料１

平成３０年３月２９日

宮崎市長　戸　敷　　正　　殿

宮崎市いじめ問題再調査委員会
委員長　　花　　野　　典　　子

「宮崎市立中学校における生徒の自殺に関する報告書」に係る
再調査の要否について（答申）

平成２９年１２月１１日宮子支第４６６号で諮問のありました標記の件につきましては、宮崎市いじめ問題再調査委員会運営要綱第３条に基づき、再調査を行う必要はないと判断したことを答申します。

なお、今回と同様の事態を二度と繰り返さないために、「宮崎市いじめ防止対策委員会」からの提言に係る再発防止の取り組みについては、適宜評価を行いながら、引き続き着実に取り組んでいただくとともに、別紙に附した意見も踏まえて、更なるいじめ防止対策の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】
宮崎市福祉部子ども未来局子育て支援課
子ども相談室　電話　２１－１７６６

（別　紙）

いじめ防止対策の推進に係る意見
～「宮崎市立中学校における生徒の自殺に関する報告書」
「６検証・提言」「（３）小中学校への提言」について～

①「ア　いじめの防止等に向けた取組について」において提言されている「スクールカウンセラー等が対応できる体制の構築」について

児童生徒が抱える悩みに対して、きめ細やかな対応を行うためには、専門性を持つスクールカウンセラーの積極的な活用が有効だと考えられます。

そのため、学校においてすべての教職員が、スクールカウンセラーを活用しやすい仕組みをつくることが必要です。

②「ア　いじめの防止等に向けた取組について」において提言されている「児童生徒のいじめに対する認識の促進」や「保護者との連携」について

友だち同士の関係性や育ちを支える家族の在り方が多様化する中で、児童生徒を地域社会の中で育てるという視点がますます必要とされています。

そのため、いじめの防止や早期発見の観点から、学校と保護者はもちろんのこと、地域や福祉・保健の関係機関等が一体となり、日頃から児童生徒を見守る関係を構築するとともに、児童生徒が地域の取組等に対して、主体的に関わりを持てるような働きかけが重要です。

また、併せて、いじめの問題に関する知識を児童生徒含め、保護者や地域等に発信し、社会全体で人権尊重の意識を高めていく必要があります。

③「イ　自殺予防に向けた取組について」において提言されている「内面を把握する手立て」について

児童生徒の些細な変化に気づき、内面を読み解くためには、児童生徒の心の発達等に配慮する必要があります。

そのため、すべての教職員は、児童生徒の心の発達や思春期特有の心理的特徴（思春期心性）について、研修等を通して理解を深め、研讃を積むことが重要です。

④「イ　自殺予防に向けた取組について」において提言されている「自殺予防教育の実施」について

自殺予防教育を行うに際しては、平成３０年１月に市が発行した思春期の自殺予防に関するパンフレット（子ども用パンフレット、保護者用パンフレット）等を、機会あるごとに活用するとともに、医療・保健分野に詳しい専門家を招聘して活用するなど、更なる充実を図ることが必要です。